

防災関連情報の受配信に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長(以下、「甲」という。)と山形県知事(以下、「乙」という。)は、光ファイバによる情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する防災に係る情報等を相互共有し、両者が提供された情報を活用することにより災害対処等に役立てることを目的とする。

(受配信内容)

第2条 甲及び乙が相互に受配信する情報は、次のとおりとし、詳細を別に定めるものとする。

なお、その他の必要な情報がある場合については、提供側の了解を得るものとする。

- (1) 地上カメラ画像
- (2) 現地災害カメラ画像

(対象区域等)

第3条 本協定に係る対象区域は、山形県内及び隣接する地域とし、以下の範囲で活用するものとする。

- (1) 東北地方整備局管内、国土交通省
- (2) 山形県

(費用負担)

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用については、各自が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

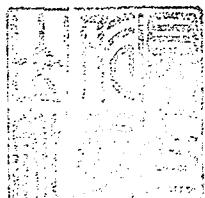
(提供された情報の利用等)

第5条 甲及び乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、情報提供側の許可を得ないで外部に提供してはならない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年3月31日とする。

但し、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。



(協議)

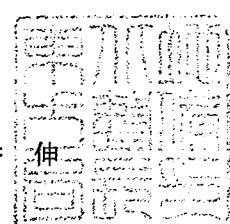
第7条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書二通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成19年 3月 13日

甲 国土交通省東北地方整備局長

坪香



乙 山形県知事

齋藤

